

●踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

＜日切れ扱い、予算関連法律案＞

(踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与)

- 踏切道の改良を引き続き強力に促進するため、改良すべき踏切道を国土交通大臣が指定できる期間を平成23年度以降の5箇年間に延長
- 地域の実情に応じた踏切道の改良を促進するため、指定された踏切道の改良に関する手続等を見直し

【現行法による改良の流れ】

改良すべき踏切道を指定
[国土交通大臣]

指定期間は平成22年度末まで
【日切れ扱い】

改良計画の作成【義務】

①立体交差化計画

特定連続立体交差化工事に係る無利子貸付
平成23年度予算案:30百万円【予算関連】

②構造改良計画

③歩行者等立体横断施設整備計画

道路管理者と鉄道事業者が
協議して作成

→協議が成立しない場合には、
国土交通大臣による裁定

④保安設備整備計画

鉄道事業者が作成

保安設備計画の実施に要する費用の補助
平成23年度予算案:149百万円【予算関連】

改良計画に従い、
踏切道の改良を実施【義務】

報告徴収・勧告制度

【改正の主な内容】

指定期間の延長

踏切道の改良を引き続き強力に促進するため、指定期間を平成23年度以降の5箇年間に延長

地域の実情に応じた柔軟な改良の実施

改良計画の作成の任意化

指定を受けた踏切道について、地域の実情に応じた柔軟な改良の実施を促進する観点から、①から③の改良計画の作成義務を廃止し、任意化

任意化に伴い、一方が計画作成の協議に応じない場合にも裁定を適用

実施期間の特例措置

まちづくり事業との連携等により指定期間において改良することができない場合に対応するため、①から③の改良計画において実施期間の特例措置を創設

改良の実施義務

改良計画を提出していない場合は、指定期間において踏切道を改良【義務】

改良計画を提出している場合は、改良計画に従い踏切道を改良【義務】